

第20回全国高等学校選抜アイスホッケー大会医療救護要項

1 目的

この要項は、「第20回全国高等学校選抜アイスホッケー大会」に参加する選手・監督・役員・視察員・報道関係者及び一般観覧者の医療救護について、基本的事項を定めるものとする。

2 方針

第20回全国高等学校選抜アイスホッケー大会苫小牧市実行委員会事務局は医療機関、医師会、保健所、消防署等と相互に連絡調整を行い、関係機関の協力を得て業務を行い、大会の円滑な運営を図るものとする。

3 救護所

- (1) 大会期間中、競技開始から終了時まで各会場に救護所を設置する。
- (2) 救護所では応急処置を行い、必要に応じて、医療機関に移送する。
- (3) 救護係員は救護所で受けた全ての患者の状況を医療日誌に記載し、大会事務局に報告する。

4 救護所以外における医療

- (1) 競技会場における練習等の場合
救護所が開設されていない場合で、発病、負傷した場合は競技会場の係員等に申し出る。
- (2) 宿舎での発病等
監督・引率責任者が宿舎に申し出るとともに、医療機関へ連絡し必ず監督等が付き添い受診する。
- (3) 救急車の要請
救護所における場合を除き、緊急を要する場合は直接「119」番で救急車を要請する。
なお、後刻、傷病の状況を実行委員会事務局に報告する。
- (4) 宿舎等から直接受診した場合は、後刻、傷病の状況を実行委員会事務局に報告する。

5 医療機関での受診方法

各種健康保険の被保険者等の資格証「健康保険証」を提示し受診すること。
また、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度加入者は「医療等の状況」の用紙を持参すること。

6 医療費等の負担

医療機関等での診療に要する費用は、全て受診者の負担とする。また、「健康保険証」の提示がない場合は全額自己負担となる場合があるため、注意する。